

積立金の処分について（案）

前提

- ・ 地方独立行政法人は、中期目標期間の期間の最後の事業年度（平成 26 年度）の決算整理を行った後に積立金がある場合、知事から承認を受けた金額を次期中期計画で定めた業務の財源に充てることが出来る（地方独立行政法人法第 40 条 4 項）。
- ・ 知事（設立団体の長）は、積立金の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない（地方独立行政法人法第 40 条 5 項）。

県の方針（案）

地方独立行政法人（県立病院）が求める積立金の用途については、医療サービスの質的向上を目的としたものとして適切であり、全額承認する。

◆第 1 期中期目標期間（H22～26 年度）の積立金の額

- ・ 総合医療センター 83 百万円（見込額）
- ・ 多治見病院 1,930 百万円（見込額） ※下呂は積立金なし

◆法人が考える積立金の用途

- ・ 総合医療センター
平成 27 年度に実施する NICU 拡張工事費（所要額 2.5 億円）に充当
- ・ 多治見病院
老朽化・狭あい化によって、多様化する診療環境への十分な対応が困難となりつつある中央診療棟（築 30 年超）について、再整備（所要額 133 億円）を進めるための財源とする。
<第 2 期中期目標期間（H27～31 年度）中に実施が予定されている費用>
「設計・調査費」、「設備・システム等更新費」、「医師住宅等解体経費」、「立体駐車場整備費」等

今後のスケジュール（案）

6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価委員会の意見聴取（法第 40 条第 5 項） ・ 知事が繰越を承認し、繰越額が確定（県地独法施行細則第 13 条）
7～8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価委員会にて中期計画変更案の意見聴取（法第 26 条第 3 項）
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12 月議会で中期計画変更案を議決（法第 83 条第 3 項） ・ 知事が中期計画変更案を認可（法第 26 条第 1 項）